

魚沼市公立保育園等再編計画Q & A



令和3年8月

魚沼市教育委員会

はじめに

魚沼市では、少子化の流れの中で、平成23年3月にさくら保育園、平成29年3月につくし保育園ひかり分園が閉園となりました。

これらの動きの中で、平成29年8月には、本市の公立保育園の民営化を検討するために、魚沼市公立保育園民営化検討委員会を設置し、平成30年には民営化の今後の課題を示した報告書をまとめ、令和元年度には公立保育園等再編検討専門部会において魚沼市公立保育園等再編計画（素案）を作成しました。

その後、令和2年に魚沼市公立保育園等再編計画（案）へと修正したものを各保育園等で説明し、寄せられた疑問や質問などを、この度「魚沼市公立保育園等再編計画Q&A」にまとめました。

「なぜ再編・民営化しなくてはならないの？」「民営化されると何が変わるの？」といった不安を少しでも解消し、そのうえで皆さんと一緒に正しい情報を共有しながら保育園等の再編を進めていきたいと考えます。

この冊子により「公立保育園等再編計画（案）」に関して、ご理解・ご協力をいただく一助になれば幸いです。

目 次

1 再編計画（民営化、廃止等）について …… 5 P

- Q 1 なぜ公立保育園を民営化するのか？
- Q 2 なぜ、保育園を廃止するのか？ 閉園後はどうなるのか？
- Q 3 市のお金がないから民営化するのではないか？
将来の子どものために市が負担できないのか？
- Q 4 民営化は、市の責任の後退または放棄にならないか？
- Q 5 民営化のメリットとデメリットは？
- Q 6 最終的には、すべての公立保育園が民営化されるのか？

2 民営化の流れや移管先法人について …… 10 P

- Q 7 民営化までのスケジュールや手順は？
- Q 8 民営化の方法を民間委託ではなく民間移管としたのはなぜか？
- Q 9 移管先法人をどのように選定するのか？
- Q 10 移管した法人が、万が一、経営破たんしたときはどうするのか？
- Q 11 引き受ける法人のメリットは何か？
- Q 12 民営化後の法人のメリットは何か？
民営化を引き受けた法人は、その後の収益を何で賄うのか？
- Q 13 10年以内に耐用年数を迎える施設があるようだが、建替は考えていないのか？

3 民営化後の保育内容等について …… 13 P

- Q 14 民営化した場合、保育内容や行事などが変わるのか？
- Q 15 民営化によって具体的にどのようなサービスが可能となるのか？
- Q 16 保育士が入れ替わることになるが、子どもたちへの対策は？
- Q 17 若く、経験の浅い保育士が多くなり、保育水準が低下したり、育児相談に十分な対応ができなくなったりするのでは？
- Q 18 現在、第2子以降無償化により、魚沼市では未満児が入りにくい状況となっている。民営化の前に受け入れ体制を整える必要があるのではないか？

- Q19 第2子以降無償化や子ども医療無償化など、少子化対策ではらまきすぎた弊害があるのではないか？
第2子以降無償化により「保育園に入られないのは損」という考えも広がっているように思う。民営化を考える前に、無償化について再検討していただきたい。
- Q20 民営化によって、現在、公立保育園で働いている保育士はどのようなのか？
非正規職員は、市として正規職員へ雇用はしないのか？
- Q21 民営化により保育料が高くなったり、保護者負担が増えたりしないのか？
- Q22 民営化により入園手続きや入所基準が変わるのか？
- Q23 民営化後、施設の改修などはどうするのか？
- Q24 民営化しても公立保育園と同様に障がい児を受け入れるのか？
- Q25 民営化によって給食の質が低下しないのか？
- Q26 民営化後の市のサポートはどのようなになるのか？

Q1 なぜ公立保育園を民営化するのか？

A1

近年、共働き世帯の増加や女性の社会進出など、社会経済情勢が変化する中で、子育ての環境も大きく変化しています。

また、魚沼市においても少子化の進展は例外ではなく、就学前の児童人口は年々減少傾向にあります。一方、3歳未満児の保育需要は高まっており、子育てをしながら働きたいと願う保護者が増加しています。

このようなことから、核家族化の進行等に伴って、保育のニーズが多様化するとともに、地域の間人関係の希薄化などにより、子育てに不安や悩みを抱える保護者も多く、魚沼市の保育園の役割はますます大きくなっています。

さらに、国の三位一体改革の中で平成16年に公立保育園の運営経費に対する国庫負担金が、平成18年には施設整備に係る国庫補助金が廃止され、地方交付税に組み込むことで一般財源化^{※1}されました。今後、公立保育園の老朽化は確実に進行することから、改修等を行いながら施設を使用し続けていくのか、または統廃合、建替え等を行うのか、施設ごとに今後のあり方を具体化する必要があります。

一方、私立保育園等の運営、施設整備には国の補助制度があるため、財政的に迅速な対応が見込める環境となっています。

行政の責務は、「最小の経費で最大の効果」をあげることであり、より少ない経費で同等かそれ以上のサービスを提供できるのであれば、その方法を検討し、その方法が、変化に対して迅速かつ柔軟に対応できるのであれば採用すべきだと考えています。

このような状況を踏まえ、本市では保育園等の運営に関して「民間でできることは民間に委ねる」を原則として、公立保育園の民営化を進めることとしました。

そのうえで、民間保育園の持つ機動性や柔軟性を生かして、多様な保育サービスに対応するとともに、公立保育園は、地域の子育て支援の拠点施設と位置づけ、関係機関と連携した児童虐待等のセーフティネットとしての重要な役割を今後とも担います。

※1 一般財源化 公立保育園への国庫負担金等が地方交付税に変わったことを指します。一般財源は、地方税、地方贈与税、地方交付税など用途の縛りが無い、いかなる経費についても使用できる収入です。

Q2 なぜ、ひがし保育園を廃止するのか？

閉園後はどうなるのか？

A2

魚沼市では、ひがし保育園が令和6年、伊米ヶ崎保育園、ふたば東保育園が令和9年に耐用年数を迎えます。

耐用年数を迎えてすぐに閉園するわけではありませんが、受け入れ先や周知期間も必要なため、何年後に閉園するのかなどは、おおよそ閉園の3年前にはお示ししたいと考えます。

ひがし保育園につきましては、公共施設総合管理計画において廃止の方向が示されていますので、建て替えや大規模改修を実施して、ずっと継続することは考えておりません。

閉園後につきましては、魚沼市は受入れを市で1区としていますので、今後新設される保育園や、隣接する他の保育園等で保護者の要望を調査のうえ調整していきます。

Q3 市のお金がないから民営化するのではないか？

将来の子どものために市が負担できないのか？

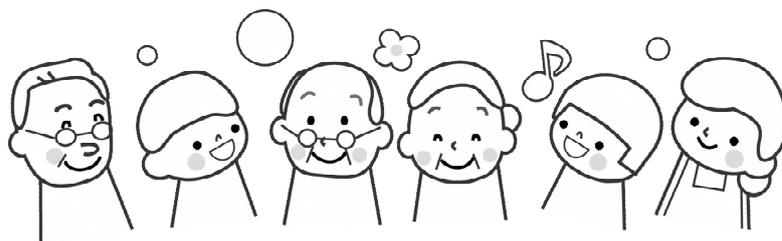
A3

平成30年度決算における児童一人当たりの市の年間経費は、公立保育園等1,122千円、私立保育園1,283千円で大差はありません。

児童一人当たりの市の年間経費から、保護者負担金、国・県補助金等の収入を差し引いて算出した児童一人当たりの市の負担額は、公立保育園等700千円、私立保育園515千円で、公立は私立の約1.3倍となっています。

民営化によって市の財政負担を軽減することで、他の子育て支援の充実や施設の修繕が可能になると考えます。

行政の取り組みだけでは、到底解決できない問題ですので、市民の皆さんと一緒に乗り越えていきたいと考えています。



Q4 民営化は、市の責任の後退または放棄にならないか？

A4

児童福祉法第24条第1項には、「市町村は、(中略)保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とあり、これは、保育に関する市町村の責任を明示した規定ですが、『運営形態として公立保育園でなければならない』という意味ではなく、保育そのものを直営で行うか、民間に委託するかは市町村の判断によるものとされています。

なお、魚沼市では、公立保育園等10園のほか、社会福祉法人が運営する私立認可保育園2園において、児童を保育しており、本市の保育施策に大きく貢献していただいています。

従って、民営化により私立保育園で保育を行うことは、市の責任を後退、あるいは放棄するものではありません。

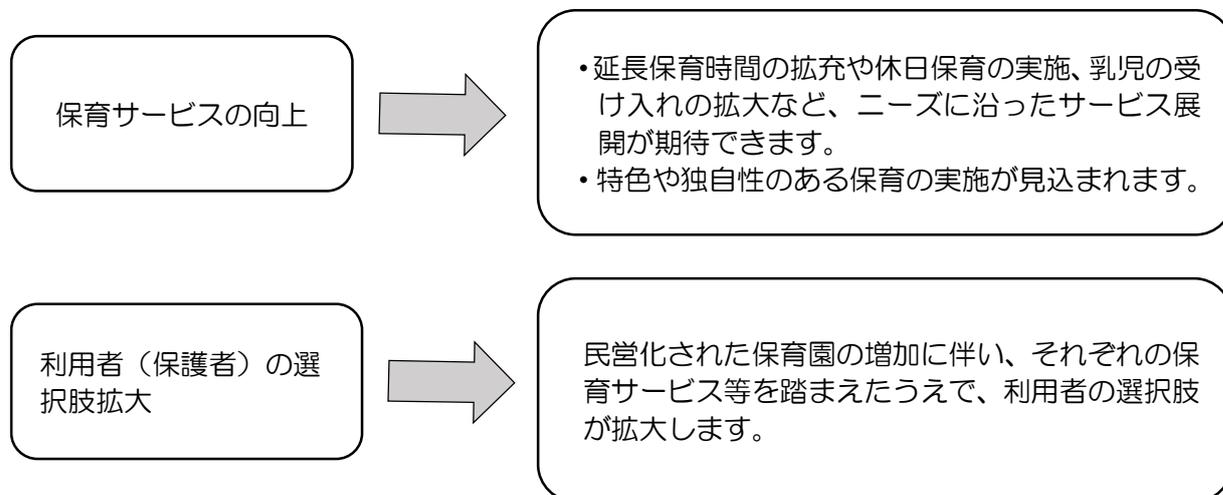
Q5 民営化のメリットとデメリットは？

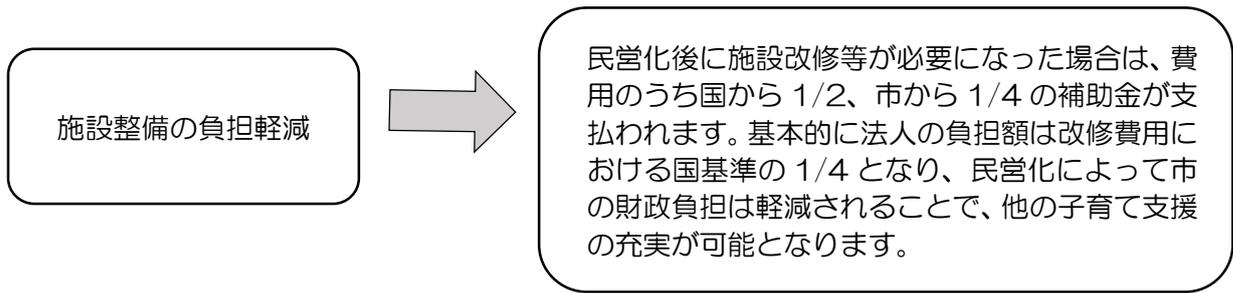
A5

民営化によるメリット、デメリットについては下記のとおりです。

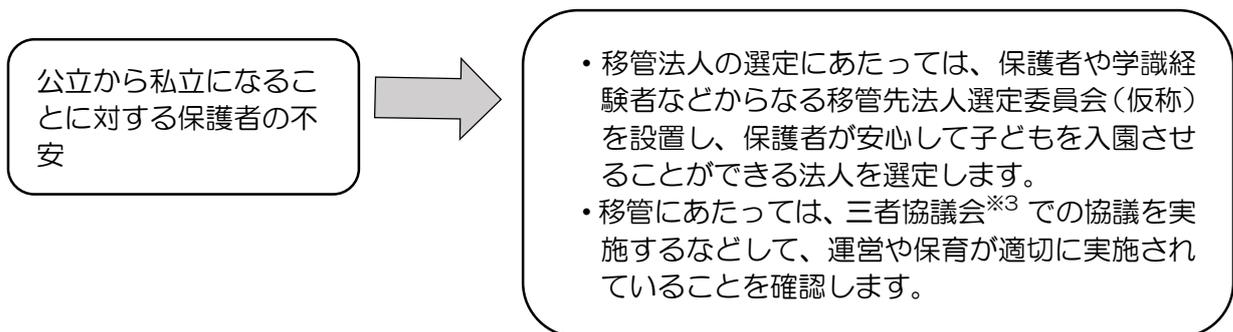
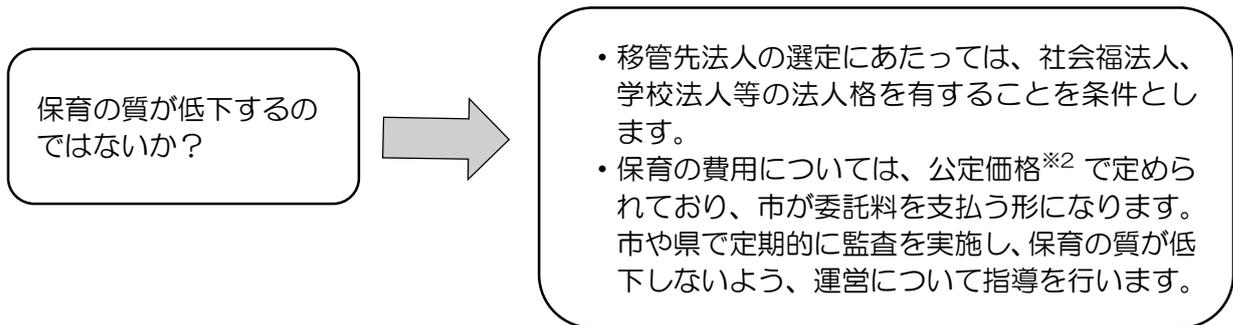
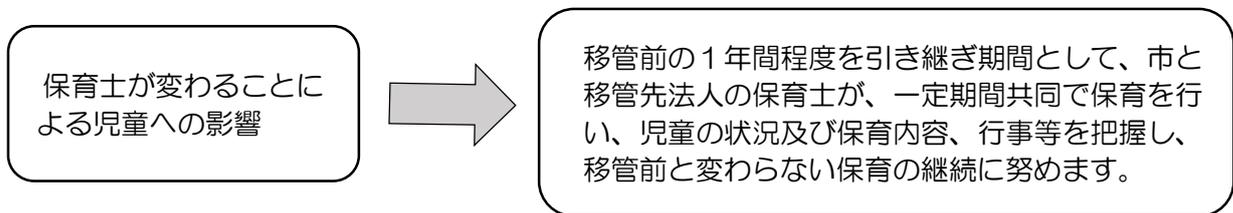
そのうえで、市では、可能な限りデメリットを小さくし、保護者の皆さんの不安を解消できるよう対応します。

○民営化のメリット





○民営化のデメリットとその対応策



※2 公定価格 子ども一人当たりの教育・保育に関する費用。教育・保育の認定区分や施設の所在する地域等を勘案して内閣総理大臣が定めています。

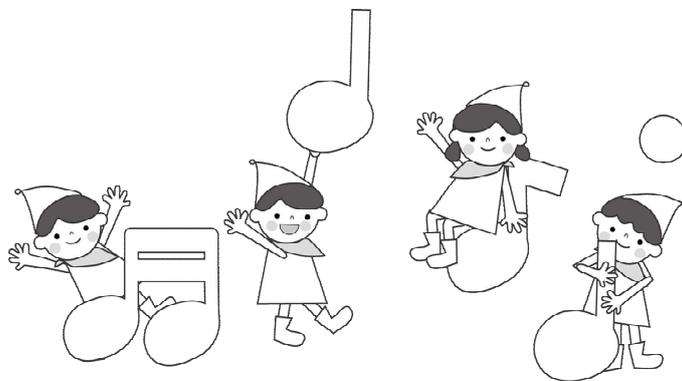
※3 三者協議会 移管先法人と保護者、魚沼市によって、民営化する保育園の各種問題を話し合う場のことです。

Q6 最終的には、すべての公立保育園が民営化されるのか？

A6

Q1にも記載のとおり、公立保育園は地域の子育て支援の拠点施設としての役割があることや、小規模な園や周辺の状況もあることから、すべてを民営化する考えはありません。

公立・私立それぞれの役割や特色を活かす再編を目指します。



Q7 民営化までのスケジュールや手順は？

A7

公募による移管先法人への移行までの目安としては、対象園の決定から新たな法人による保育サービスの開始まで、約3年を要すると考えています。

移管するまでには、事業者公募、事業者選定委員会での選定作業、事業者の決定、三者協議会^{*2}での協議、合同・引継ぎ保育の実施を経て、移管が完了する流れとなります。移管先法人の募集条件、選定基準については、別途策定することとします。

Q8 民営化の方法を民間委託ではなく民間移管としたのはなぜか？

A8

保育園の設置及び運営の方法としては、現在の公立保育園のように市が設置運営する「公設公営」方式、民間が設置運営する「民設民営」方式、設置主体は市ですが、運営を民間に委ねる「公設民営」方式などがあります。

そのうえで、民間委託の場合は「公設民営」方式となり、保育園の設置者や土地・建物の所有者は市のままであるため、事業の委託を受けた民間団体（委託先法人）が新規事業を展開するには、市との協議が必要となるなど、公立とほぼ同様の運営方法となってしまうため、委託先法人の保育園運営に様々な制約となります。同様の理由として、指定管理制度を利用した「公設民営方式」についても、指定管理は有期契約となるため、保育士等の職員の長期雇用ができず、不安定となります。従って、指定管理制度は採用しません。

このようなことから、保護者の要望等に迅速に対応するなど、民間ならではの柔軟性を活かすため、民間移管（「民設民営」方式）の手法とするものです。

なお、この手法によって完全な民間施設となることから、国・県から補助金（運営費負担金）が交付されるので、市としては、その分を他の子育て支援等に振り向けることが可能となります。

また、民間移管（「民設民営」方式）の場合、移管先法人に対し、対象保育園の土地は無償貸付、建物・備品等は無償で譲渡することになります。

Q9 移管先法人をどのように選定するのか？

A9

選定にあたっては、応募資格の全てに該当する法人を公募により募集します。まずは、市内の法人から公募をし、応募がなければ、順次範囲を広げていきます。

移管先は、社会福祉法人、学校法人等の法人格を有することを条件とします。

また、応募（提案）を審査・選定するため、移管先法人選定委員会（仮称）を設置し、選定要領を定め、①法人及び保育園の運営状況について、②引継保育について、③移管後の保育園運営についてなどを書類審査するとともに、法人の代表者等のヒアリングを実施して選定する予定です。

なお、移管先法人選定委員会（仮称）は、保護者、学識経験者などで構成する予定です。

Q10 移管した法人が、万が一、経営破たんしたときはどうするのか？

A10

公立・私立を問わず、保育園は極めて高い公共性を持った福祉施設です。そのうえで、私立保育園の運営経費は、法人会計からの自前の資金を取り崩すことなく、国庫補助金と保育料、市からの助成金だけで基本的には運営が可能となっています。健全な保育運営の範囲内（放漫経営や保育園の運営とは異なる部分での事業拡大等の過剰投資を行わなければ）であれば、経営破たんということは原則あり得ないものと思われれます。

また、民営化された後は、私立の認可保育園として既存の私立保育園と同様に、良好な保育と堅実な運営が維持されるよう、新潟県や市が監査を行います。法人の経営破たんを防ぐという視点においては、主に法人の財政面のチェックを行うことが重要ですので、実地検査では、法人決算書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書）の確認等を通じて、その法人がどのような経営状態であるかを把握し、その結果によっては、監督官庁として指導改善を行います。

Q11 引き受ける法人のメリットは何か？

A11

引き受ける法人にとっては、主に次のようなメリットがあげられます。

- ①保育園を新設することなく、既存の施設、設備、入園している児童をそのまま引き継ぐことから、保育園開設に掛かる経済的な負担やリスクが少なくなります。
- ②事前の協議等を通じて保護者や行政との連携が密になることから、利用者ニーズに対応した保育の実現が可能となります。
- ③地域に根差した保育園としての役割や地域コミュニティ内での理解、協力がすでに確立されているため、スムーズな保育園運営が可能です。

また、新規に土地を用意し、建物を新築して保育園を開設するには莫大な費用が必要になりますが、ある程度老朽化した施設を引き受けたとしても、少なくとも大規模な改修・改築が必要となる時期までは、既存のまま使用可能な施設・設備・備品等を無償で譲渡されるとともに、土地についても無償で貸与されることを踏まえた場合、引き受ける法人のメリットは十分にあると思われます。

Q12 民営化後の法人のメリットは何か？

民営化を引き受けた法人は、その後の収益を何で賄うのか？

A12

保育園を運営する法人としての「金銭的メリット」は特段ありません。

保育園は、営利を目的とした「企業」ではないので、そもそも「利益」という考え方自体が異なります。

例えば、現在市内で私立保育園を運営をしている社会福祉法人の設立についても、年間運営経費の12分の1以上の現金が事前に必要であるなど、運営や会計、余剰金の取り扱いについても厳しい制限があり、法律上、収益を大きく出せる仕組みになっていません。そのようなことから、保育園を運営する中で金銭的なメリットを求めること自体、非営利法人の性質にそぐわないものであると言えます。また、収益の賄い方については、市からの公定価格による委託料や特別保育事業補助金等によって費用が支払われるほか、税法上も公益法人としての扱いとなり税負担の優遇措置があるなど、一般的な企業と比較して、はるかに手厚い保護がなされています。

Q13 10年以内に耐用年数を迎える施設があるようだが、建替は考えていないのか？

A13

現在の建物については、必要な大規模修繕を行うことで、施設の利用は可能な施設もあると考えています。民営化後であれば、国から補助金等の財政支援を受けることができるため、必要であればその際に移管法人と検討してまいります。

Q14 民営化した場合、保育内容や行事などが変わるのか？

A14

保育内容については、公立・私立とも国で定めている「保育所保育指針」に基づいて保育を行っているので、民営化によって保育内容が大きく変わることはありません。また、行事等についても、原則として移管前の行事を実施することを運営の条件とする予定です。

Q15 民営化によって具体的にどのようなサービスが可能となるのか？

A15

現在、市では朝は7時から、夜は19時までの延長保育としていますが、移管先法人が申請し、認可となった場合は、それよりも長い時間保育を実施することができます。また、日曜、祝日の休日保育も実施できます。

加えて、移管先法人による特色のある教育を含んだ保育サービスを実施することも可能です。

ただし、民営化後に、例えば病後児保育など専用の施設などが必要となるサービスについては、現時点で導入が難しいと思われます。民営化後の保育園において、運営の条件としたもの以外の新たなサービスの導入については、法人との協議により決定します。

Q16 保育士が入れ替わることになるが、子どもたちへの対策は？

A16

民営化においては、保育士等が入替ることによる園児への影響を最小限とする必要がありますので、移管準備期間中に市職員と法人職員が合同・引継ぎ保育を実施するにあたり、園児が新しい保育士等に早く慣れるための期間を設けます。

合同・引継ぎ保育は、移管先法人の決定後に策定する移管計画により実施しますが、その期間については、魚沼市としては1年程度を予定しています。

また、その内容についても、合同・引継ぎ保育の開始とともに法人職員が一斉に現場に入るケースもあれば、施設長（園長）は6か月前から、保育士は3か月前から、調理員は1か月前からといったように、役割に応じて合同・引継ぎ保育への参加時期をずらす手法や、年度をまたいで民営化後も市町村から職員を派遣する手法など、全国的にも様々な手法があります。どの程度の期間、時期、体制が良いのかは、その市町村の民営化に至る条件や環境がそれぞれ異なりますので一概には言えないところですが、具体的な内容については、保護者の皆さんの意見を参考としたうえで、移管計画に反映させていきたいと考えています。

Q17 若く、経験の浅い保育士が多くなり、保育水準が低下したり、育児相談に十分な対応ができなくなったりするのでは？

A17

民営化後の職員配置については、選定基準の中で別途策定しますが、保育士のうち、最低1名は10年以上の保育経験を有する者とするなどを運営の条件にしたいと考えます。また、その他にも公立保育園に勤務していた保育士（会計年度任用職員保育士）で、本人が希望する場合は移管先法人での雇用を働きかけることによって、ある程度バランスの取れた構成が可能になり、保育水準を維持したうえで、相談等にも十分な対応ができると考えています。

Q18 現在、第2子以降無償化により、魚沼市では未満児が入りにくい状況となっている。民営化の前に受け入れ体制を整える必要があるのではないか？

A18

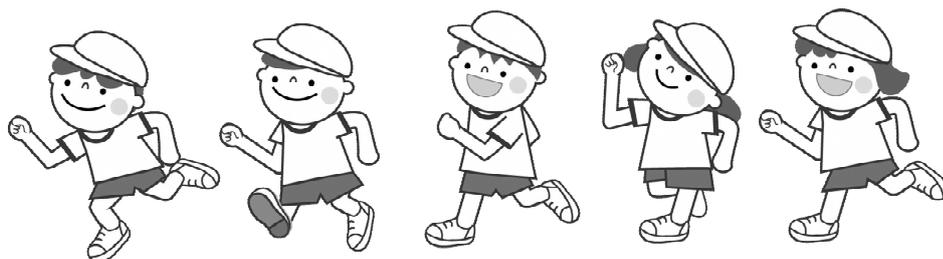
令和2年度の0歳児の入園希望は人数に対して40%程度だったものが、令和3年度は50%へ増加していることから、3歳未満児の受け入れ体制を整える必要があると認識しています。このような課題解決のためにも、再編計画によって職員配置の適正化を図ってまいります。また、ファミリーサポートセンター事業の利用料金の見直しを行い保護者の負担軽減を図るなど、保育園でなくとも地域で子育てを支える仕組みづくりを進めてまいります。

Q19 保育料の第2子以降無償化や子ども医療の無償化など、少子化対策でばらまきすぎた弊害があるのではないかと？

第2子以降無償化により「保育園に入れないのは損」という考えも広がっているように思う。民営化を考える前に、無償化について再検討していただきたい。

A19

第2子以降無償化以来、3歳未満児の入園希望者は増加しております。しかし、保育料や子ども医療の無償化については、市政策として実施したものであり、現在のところ再検討については考えておりません。保育園の再編計画を実施していく中で、職員の再配置、施設整備などを実施し、3歳未満児の受け入れ体制の整備を進めてまいります。



Q20 民営化によって、現在、公立保育園で働いている保育士はどうなるのか？

非正規職員は、市として正規職員へ雇用はしないのか？

A20

正規職員は、人事異動により他の公立保育園に勤務することになります。

非正規職員（会計年度任用職員保育士等）は、市内の保育職員確保のために、本人の希望や移管先法人の意向に基づいて調整し、移管先法人の職員として引き続き勤務するか、他の公立保育園等へ異動することになります。

また、非正規職員の正規職員への雇用については、試験を実施し採用します。

なお、公立保育園は、現在の正規職員が極端に少ない形態となっていることから、将来的に適正な配置や処遇の改善を図ってまいります。

Q21 民営化により保育料が高くなったり、保護者負担が増えたりしないのか？

A21

民営化されても保育の実施主体は魚沼市ですので、これまでどおり保育料の決定は、公立・私立とも、保護者の市民税の課税状況等により市が行うため、保育料は変わりません。保育の必要性の認定も市が行います。

ただし、絵本代等の個人負担は除きます。

Q22 民営化により入園手続きや入所基準が変わるのか？

A22

入園手続きに関しては、これまでと変わりはありません。公立・私立とも保育園の入園については、市からお知らせします。なお、入所基準に関しても、公立・私立による差はありません。

Q23 民営化後、施設の改修などはどうするのか？

A23

原則として施設、備品、遊具等は法人に対して譲渡する形で移管するので、移管後は、既存の私立保育園と同様に法人が改修等を行うこととなります。その際には、その時点での私立保育園向けの国の補助制度に合わせて、市も負担すべき金額を補助します。国の補助制度では、運営費と同様に私立保育園には直接交付されず、国からの補助金（1/2）が一旦市に入った後、市が1/4を上乗せし、私立保育園に支払うことが決められています。つまり、法人の負担分は、基本的に改修費用における国基準額の1/4となります。

Q24 民営化しても公立保育園と同様に障がい児を受け入れるのか？

A24

現在、市内の保育園では公立・私立を問わず、障がいを持った児童が保育を受けており、障がいの程度に応じて、専任の保育士を配置するなどして対応しています。そのようなことから、民営化された保育園においても、集団保育が可能な障がいのある児童を原則として受け入れることを運営の条件とする予定です。

Q25 民営化によって給食の質が低下しないのか？

A25

給食に関しては、移管先法人に対し、「自園調理方式による完全給食の実施」や「児童の体調やアレルギーに対する配慮」、「食育の取り組み」などを運営の条件とする予定ですので、民営化されても公立と同様の取り扱いとなります。

なお、給食の単価は、児童1人にかかる1か月あたりの基準を国が定めており、この基準は公立・私立とも変わりません。

Q26 民営化後の市のサポートはどのようになるのか？

A26

民営化後においては、移管先法人が運営条件や引き継がれた保育内容をしっかり行っているかチェックするため、市職員による訪問指導や三者協議会で一定期間継続して対応し、保育内容を逐次確認するとともに、その運営状況を評価・公表することとしています。また、市は保育の質の維持・向上のため、補助金や研修等による支援を行います。



